

リサイクル製品認定制度のあり方検討にあたっての論点整理（案）

現 状

- ・ 国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への将来的な移行を踏まえ、製品の製造から廃棄物処理・リサイクルまでのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進することとしている。
- ・ 大阪府リサイクル製品認定事業者においては、水平リサイクル等の質の高いリサイクルに取り組む事業者が出てきているとともに、当該製品を高く評価する制度にしてほしいという声がある。
- ・ 「カーボンニュートラル」の観点では、国が策定した「循環経済工程表（令和4年9月）」において、「サーキュラーエコノミー」への移行が「カーボンニュートラル」の実現に資する重要な取組であることが示されている。
- ・ 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現」に向けて、大阪府・大阪市において実行計画を策定し（令和3年3月）、3Rの推進についても幅広い関係者との連携のもと、取組を進めている。
- ・ 府民へのアンケート結果によると、6割以上が環境に配慮された製品に「興味がある」と答えている。また、約5割が認定マーク等を付けることによって、「環境に配慮された製品を消費者が選びやすくなる」と答えており、消費者に対する見える化が必要とされている。
- ・ 認定対象品目以外の製品についても申請を希望する事業者がいる。

論 点

○論点 1（制度のスキームについて）

- ・ 社会の動きにも対応した、より付加価値の高いリサイクル製品の普及が促進されるよう、制度のスキームを見直すべきか。

例えば、循環資源の持続的な利用や、「カーボンニュートラル」「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に資するようリサイクル製品を、その他の製品と区別して認定するなど。

○論点 2（認定対象品目について）

- ・ 認定対象品目以外の製品に関する申請希望に対して、認定基準等の状況を踏まえつつ、柔軟に対応できるよう見直すべきか。